



## 「第27回知覧ねぶた祭」の参加者を募集します

市と友好親善交流盟約を結んでいる鹿児島県南九州市で開催される「知覧ねぶた祭」の運行を応援する参加者を募集します。

### 応募条件

- ・市民または市内企業に勤めている方
- ・満18歳以上の方(高校生を除く)
- ・ねぶた囃子を演奏できる方

参加期間 7月24日(金)～26日(日)  
2泊3日

参加費用 1名 50,000円

募集人数 6名(笛2名、太鼓2名、鉦2名の予定)

申込方法 電子申請、電話または商工観光課窓口で直接お申し込みください。なお、お申し込み時に質問事項(住所、名前など)へ回答いただきます。

申込締切 5月15日(金)17:00

### 注意事項

- ・定員を超えた場合は、調整のうえお断りすることがあります。
- ・参加者は参加者説明会や囃子練習会などに出席いただきます。
- ・参加費用は、参加者説明会時に納入いただきます。
- ・参加決定後の交代や参加費用の払戻しはできません。

問合せ 商工観光課 誘客推進係  
☎ 55-5732  
(本庁舎3階19番窓口)



## ひらかわの寺子屋を開催します

【米ちゃんの料理教室～山の恵を楽しもう!～】

日時 5月16日(土)10:00～12:00

場所 タカシン文化センター1階 調理実習室集合

定員 18歳以上の方12名(先着順)

参加費 700円

講師 米坂恵子氏(元登山ガイド)

内容 季節の山菜を使った山菜料理や簡単な調理方法について学びます。

持ち物 エプロン、三角巾

申込方法 電子申請または電話

受付期間 4月21日(火)～5月2日(土)

※電話は休館日を除く火曜日～土曜日の9:00～17:00

※電子申請でのお申込みや講座の詳細は市ホームページをご確認ください。



### 問合せ・申込み

平賀公民館  
(タカシン文化センター内)  
☎ 44-1221



## 「放課後子ども教室」の参加者を募集します

放課後子ども教室は、文化・スポーツなどの様々な体験活動を実施することにより、心豊かでたくましい子どもたちを育むことを目的とする事業です。

### 教室名

・わくわくひらかわ教室(タカシン文化センター、年9回程度)

・わくわくよみまる教室(図書交流施設(よみまる)、年5回程度)

対象者 市内の小学1年生から6年生  
定員 各教室につき先着30名

申込方法 電子申請

申込期間 4月18日(土)～5月9日(土)

※各教室は日程をずらして開催しますので2つの教室にお申込みいただくことが可能です。

※申込方法や活動内容の詳細は市ホームページをご覧ください。



問合せ 生涯学習課 社会教育係  
☎ 44-1221  
(タカシン文化センター内)

## 手話奉仕員養成講座を開催します

聴覚障害者に対する理解と認識を深め、日常会話に必要な手話単語や表現技術を習得することを目的に「令和8年度手話奉仕員養成講座(入門編・基礎編)」を開催します。

日時 5月16日～11月28日

毎週土曜日13:00～16:10

※7月25日、8月15日、10月24日を除く全26回

場所 平川市図書交流施設(よみまる)3階 大研修室

対象者 手話に関心があり、入門編を修了後、基礎編を続けて受講し、インターネットに接続してパソコン・スマートフォン等で動画を視聴できる健聴者

定員 15名(先着順)

講師 黒石ろうあ協会会員、県手話通訳問題研究会黒石班班員

参加料 無料

※別途テキスト代6,050円

申込み期限 5月8日(金)

問合せ 福祉課 地域共生推進係  
☎ 55-5791  
(本庁舎2階14番窓口)

## 障害児福祉手当・特別障害者手当の手当額が改定されます

令和8年4月からの手当額(月額)

- ・障害児福祉手当 16,560円
- ・特別障害者手当 30,450円

※この手当は、身体・知的・精神に著しく重度で永続する障がいがあり、日常生活上、常時特別の介護を必要とする在宅の方に申請により支給する制度です。指定の診断書内容や、所得制限により認定されない場合がありますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

問合せ 福祉課 地域共生推進係  
☎ 55-5791  
(本庁舎2階14番窓口)



## 家族介護用品支給事業のお知らせ

市では、高齢者を在宅で介護されている方の経済的負担を軽減するため、ひと月6,250円を上限とし、紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用品の購入に使用できる引換券を交付しています。

**支給対象者** 要介護認定において要介護4または5と認定された高齢者などで、市民税非課税世帯に属する方(生活保護法の適用を受けている方は除く)を現に在宅で介護している家族

**申込方法** 市ホームページより申請書をダウンロードし必要事項を記入して窓口へ提出いただくか、窓口で直接お申込みください。



**問合せ** 高齢介護課 地域包括支援係  
☎ 55-5374  
(本庁舎2階12番窓口)

## 軽自動車税が減免されます

障害者手帳などの交付を受けていて、一定の条件を満たす場合は、申請により軽自動車税が減免されます。対象となる手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために軽自動車を使用している方はお問い合わせください。

**対象手帳** 身体障害者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳

※軽自動車税と自動車税の減免は重複して受けることはできませんのでご注意ください。

※障害者の方一人につき1台(軽自動車、普通自動車にかかわらず)に限ります。

**申請受付期間** 5月7日(木)～25日(月)  
(土・日曜日を除く)

※期間を過ぎると、令和8年度の減免を受けられなくなります。

**申請窓口** 税務課住民税係・尾上総合支所・碓ヶ関総合支所・葛川支所  
**申請書類**

- ・減免申請書 ※減免申請書は申請窓口を設置してあるほか、市ホームページにも掲載しています。
- ・納税義務者の個人番号(マイナンバー) 確認書類と本人確認書類
- ・運転する方の運転免許証
- ・車検証(電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」)
- ・軽自動車税納税通知書
- ・対象となる手帳など(一般の軽自動車の場合)

※障害者の方と運転される方が別居している場合は、生計同一証明書(福祉課障がい福祉サービス係で発行)も必要です。

※その他、身体障害者の利用に供するために特別の仕様による装置が取り付けられている軽自動車についても減免制度があります。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



**問合せ** 税務課 住民税係  
☎ 55-5368  
(本庁舎2階8番窓口)



## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

**1 振込口座の変更届出について**  
高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座の変更があったときは、必ず税務課国保係へ届出してください。

また、振込口座を解約したとき、金融機関の店舗統廃合等で口座番号が変更されたときも届出が必要です。

届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

**2 マイナ保険証の利用について**  
マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証利用登録をすることでマイ

ナ保険証として資格確認が可能です。  
また、マイナポータルを利用した医療費控除申請も可能ですので、マイナ保険証の利用をご検討ください。

**3 後期高齢者医療保険一部負担金(医療機関の窓口で支払う負担金)及び保険料の減免について**

1月21日からの大雪で被災された方で、家屋倒壊等の対象要件を満たす場合には、申請により一部負担金及び保険料の減額又は免除等を受けられる場合があります。詳しくは、窓口へご相談ください。

**問合せ** 税務課 国保係 ☎ 55-5328  
(本庁舎2階4番窓口)

## ふらっと広場のトライアル・サウンディング期間を延長します

民間事業者や各種団体の皆様にふらっと広場を利用してもらい、今後の活用方法の検討、使用条件等の設定、各種事業やイベントのニーズ、採算性等を検証・把握するものです。ふらっと広場を皆様に利用しやすく、身近に親しみのある開かれた場所とすることを目指します。

**実施期間** 令和9年3月31日まで  
**利用時間** 8:00～21:00

**使用料** 無償

**申込方法** 利用希望日の14日前までに申請書及び事業計画書を提出してください。

**提出先** 財政課管財係

**提出方法** 窓口書類を持参またはメール

**問合せ・申込み**

財政課 管財係 ☎ 55-5734  
(本庁舎3階20番窓口)





## 水道料金がいつもより高いときは漏水かもしれません

水道料金がいつもより高いときは、ご自宅の給水管からの漏水が原因かもしれません。漏水の修理は「市指定業者」しか行うことができません。また、条件によって減免の対象となる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



### 問合せ

- ・平賀（東部地区を除く）・尾上地域  
上下水道課 総務係  
☎ 55-5383  
(本庁舎 3階 15番窓口)
- ・東部地区  
葛川支所 地域総務係  
☎ 55-2544
- ・碓ヶ関地域（上水道）  
久吉ダム水道企業団  
☎ 48-2229



## 春の狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後 91 日以降の犬を飼う時は生涯 1 回の登録と年 1 回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。実施場所や日程は、登録犬の飼い主の方に 4 月中にお送りするはがきでお知らせします。

**料金** 1 頭 3,600 円（予防注射のみの場合）

※未登録の場合は登録料 1 頭 3,000 円が別途必要です。(合計 6,600 円)  
※動物病院で予防注射をした場合は市民課、尾上・碓ヶ関総合支所、葛川支所で注射済票交付申請をする必要があります。申請の際は注射済証と交付手数料 550 円が必要です。

**持ち物** 実施のお知らせ（郵便はがき）、料金

※未登録犬の場合は、はがきを送付されませんのでそのままお越しください。  
※犬を飼う際は、市への登録が必要です。必ず届け出るようお願いします。  
※飼い犬が死亡している場合は、電話などでお知らせください。

※実施場所や日程などは市ホームページから確認できます。



**問合せ** 市民課 生活環境係  
☎ 55-5892  
(本庁舎 2階 4番窓口)



## 野外でのごみの焼却（野焼き）は法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、煙・灰・悪臭により近隣住民の迷惑になるほか、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因になるため例外を除き「廃棄物処理法」で禁止されています（法律第 16 条の 2）。

これに違反すると「5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます（法律第 25 条第 1 項第 15 号）。

下記の「軽微な焼却」は法律では例外とされていますが、周辺の住民から苦情が寄せられた場合、直ちに中止してください。

ごみは野焼きせずに市のルールに従って処理しましょう。

### ○軽微な焼却とは

- ・たき火やその他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その

他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却  
・国又は地方自治体はその施設の管理を行うために必要な廃棄物の処理  
※消防署への「火災とまぎらわしい煙、又は火災を発生おそれのある行為の届出」は、あくまでも火災を予防するために焼却行為を事前に確認するために届出をするものです。この届出をしても「廃棄物処理法」における焼却行為の許可を得たことにはなりません。

**問合せ** 市民課 生活環境係  
☎ 55-5892  
(本庁舎 2階 4番窓口)

## 地区計画をご存知ですか

市内の 5 つの地区計画区域においては、各種建築関係法令のほか「地区計画に沿って建築物を計画」していただき、建築または開発行為に着手する 30 日前までに届出をお願いします。

### 地区計画区域

- ・大光寺地区（大光寺二村井付近）
- ・第二大光寺地区（大光寺二村井付近）
- ・新館地区（新館藤山付近）
- ・光城団地地区（光城一丁目～七丁目付近）
- ・第二みなみの地区（猿賀南野、南田付近）

### 地区計画における制限（主なもの）

- ・用途制限
- ・色彩の制限
- ・かき、またはさくの制限
- ・壁面の位置の制限

届出方法や制限の詳細についての確認がありましたら、お気軽にお問合せください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



**問合せ** 建築住宅課 都市計画係  
☎ 55-7437（第 2 庁舎）



## 都市計画マスタープラン・立地適正化計画・空家等対策計画が策定されました

3月に下記の計画が策定され、市ホームページにおいて公表しています。内容等ご確認されたい方は、問合せ先までご連絡ください。

- ・平川市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針を示す計画）
- ・平川市立地適正化計画（コンパクトなまちづくりの推進に向けた計画）
- ・第3期平川市空家等対策計画（空家対策における基本的な取組や対策を示す計画）

問合せ 建築住宅課 都市計画係  
☎ 55-7437（第2庁舎）

## 自動車の変更手続きをお忘れなく

引っ越しにより住所が変更となった場合には、自動車の住所も変更する必要があります。

また、それに伴って他県のナンバープレートをお使いの場合には、ナンバープレートの変更も必要となりますので、申請手続きをお忘れのないようお願いいたします。

各種の登録手続きに必要な書類等の案内は、青森運輸支局のホームページ、または自動車検査登録総合ポータルサイトに掲載しておりますのでご利用ください。

※青森運輸支局ホームページ



※自動車検査登録総合ポータルサイト



問合せ 自動車手続きヘルプデスク  
・青森運輸支局  
☎ 050-5540-2008  
・八戸自動車検査登録事務所  
☎ 050-5540-2009

## 弘南鉄道「春の通勤・通学キャンペーン」

弘南鉄道では、この春から通勤・通学で弘南鉄道弘南線を利用いただけるよう、通勤定期の新規購入者には1,000円分のQUOカード、通学定期を購入する新1年生には700円分のQUOカードをプレゼントするキャンペーンを実施しています。

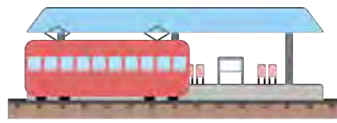
この機会に弘南鉄道弘南線をご利用ください。

申込期限 使用開始日の5日前

実施期間 4月30日(木)まで

対象者 弘前市・黒石市・平川市・大鰐町・田舎館村にお住まいの方で、昨年4月以降に、弘南鉄道弘南線の定期券を購入したことがない方

問合せ 弘南鉄道(株)営業課  
☎ 44-3136



## 自衛官募集案内

①第2回一般幹部候補生（大卒程度試験）

資格 ・22歳以上26歳未満の方  
・20歳以上22歳未満の方は大卒（見込含む）  
・修士課程修了者などは28歳未満の方

②第2回一般幹部候補生（院卒者試験）

資格 修士課程修了者など（見込含む）

③第2回幹部候補生（歯科・薬剤科試験）

資格 専門の大卒の方（見込含む）で20歳以上28歳未満の方

※薬剤科は20歳以上28歳未満の方

④第2回幹部候補曹

資格 20歳以上33歳未満の方

①～④

受付期限 6月5日(金)

試験日 6月13日(土)、14日(日)

※14日(日)は①、②の海上自衛隊飛行

要員志願者のみ

⑤2等陸・海・空士（任期制自衛官）

資格 18歳以上33歳未満の方

受付期限 5月7日(木)

試験日 決定次第お知らせします。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 自衛隊弘前地域事務所  
☎ 27-3871

## 青森県消費生活センターからのお知らせ～賃貸アパートのトラブルが増えています～

今回は、賃貸アパートの入居中のトラブルを紹介します。

5年ほど住んでいるアパートで、2階の水道配管から水漏れがあり、3部屋のうち1部屋が使用できない状態のため、管理会社に何度も修繕を催促したが、2カ月間放置され、困っているという相談がありました。

アパートの貸主は、賃貸借契約が継続している間は、給湯器やエアコンなどの付帯設備等の故障修理や雨漏りの修繕など、借主が居室として使用するために必要な修繕をする義務があります。なお、居室の一部が使用できなくなった場合は、家賃は減額されます。

契約トラブルで困った時は、消費者ホットライン188に相談してください。

問合せ 青森県消費生活センター  
☎ 017-722-3343

## 青森県電気機械器具製造業最低工賃改正のお知らせ

青森県内で、電気機械器具製造業に従事する家内労働者に適用される最低工賃が、5月1日から改正されます。家内労働を委託する委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

※詳しくは、青森労働局ホームページをご覧ください。



問合せ 青森労働局労働基準部賃金室  
☎ 017-734-4114



**専門家による経営個別相談会**  
～あらゆるお悩みに対応！「課題発見」から「課題解決」  
までをサポート！～

21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点と共催で、中小企業の皆さまの経営に関するお悩みに対し専門家がアドバイスする「経営個別相談会」を開催しています。毎月開催していますので、お気軽にご相談ください。

日程 5月15日(金)、6月19日(金)、7月24日(金)、8月21日(金)、9月18日(金)

※10月以降の日程については、市ホームページ等にてご確認ください。

時間 ①9:30～10:45 ②10:45～12:00 ③13:15～14:30

④14:30～15:45 ⑤15:45～17:00

場所 本庁舎1階 ひらかわぶれいす「アヴェツサ」

対象者 平川市に所在する中小企業、小規模事業者または平川市内での創業希望者

※予約希望が重複した場合は、新規相談者を優先させていただきます。

料金 無料

申込方法 市ホームページ掲載の申込書等に必要事項を記入のうえ、メール・FAX等にて下記申込先までお申し込みください。

申込期限 各相談日の1週間前

詳細は市ホームページをご覧ください。



問合せ・申込み 商工観光課 商工政策係  
☎ 55-5732 (本庁舎3階19番窓口)

**「みんなのうちに太陽光」  
参加登録者（購入希望者）  
募集**

青森県では住宅への太陽光パネルや蓄電池の導入拡大を図るため、アイチューザー株式会社と協力協定を締結し、住宅用太陽光発電設備等の共同購入事業を実施します。

※参加登録後でも設置契約は義務ではありません。ぜひ、お気軽にご参加ください。



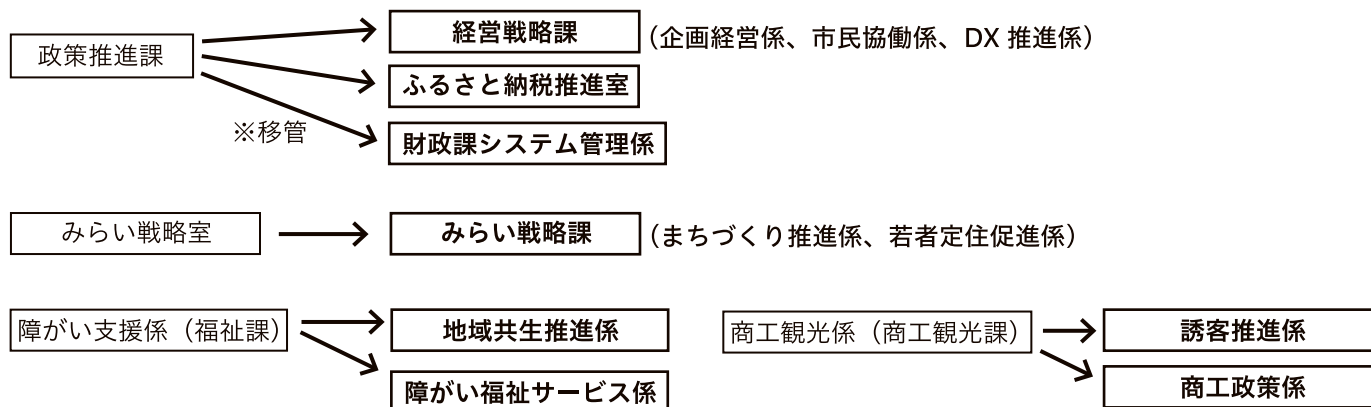
※専用WEBサイト

参加登録期間 12月3日(木)まで

問合せ 青森県 みんなのうちに太陽光事務局 ☎ 0120-698-300

受付時間 10:00～18:00  
(土日祝除く)

**4月1日から市の組織が一部変更となりました**



また、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所の庶務係の名称を、地域総務係へと変更しました。

**国民年金通信** ～会社を退職したときは年金の手続きを忘れずに～



厚生年金等に加入している20歳以上60歳未満の方が退職されたときは、国民年金加入の届出が必要です。また、扶養されていた配偶者(20歳以上60歳未満の方)も届出が必要となりますので忘れずに手続きしてください。

- 届出に必要なもの
- ・本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
  - ・基礎年金番号がわかるもの
  - ・退職日がわかるもの(離職票、資格喪失証明書など)

※国民年金に加入していた方が就職して勤務先の厚生年金などに加入した場合の手続きは、勤務先を通して行われます。

問合せ 弘前年金事務所 ☎ 27-1339 市民課 市民係 ☎ 55-5309 (本庁舎2階4番窓口)